消費税率の改定のお知らせ

2019 年 9 月 一般財団法人日本 GAP 協会

2019年10月1日より消費税率(地方消費税率を含む)が現行の8%から10%に引き上げられる予定です。税率の引き上げに伴い、当協会の各種料金についても以下のように税率を改定させていただきます。

なお、今回の改定は、消費税率の改定のみであり、税抜き料金の変更は行っておりません。

● 情報・購読会員の会費

請求書の発行日をもって情報・購読会員に登録いたしますので、請求書の発行日が 10月1日以降のものについて 10%の税率を適用いたします。

● GAP基準書等の販売代金

10 月 1 日以降に販売したものから 10%の税率を適用いたします。なお、販売日とは、基準書等を郵送した日といたします。

● 研修の受講登録料

10月1日以降に研修が終了したものから10%の税率を適用いたします。 9月30日までに研修が終了したものについては、8%の税率を適用いたします。例えば 9月30日~10月1日の2日間の研修の場合は、10%の税率を適用いたします。

指導員、審査員登録料

- ・ 指導員登録料は、上記受講登録料と同様に、10月1日以降に研修が終了するものから 10%の税率を適用いたします。
- 審査員(審査員補、審査員、上級審査員、審査員補)登録料は、登録日が10月1日以降のものから10%の税率を適用いたします。

なお、登録日とは、登録及び審査員証発行のための必要書類全て(審査員証発行に必要な写真を含む。)が提出された日といたします。

● 認証農場登録料

認証機関による認証日が10月1日以降のものについて10%の税率を適用いたします。

● マーク発行手数料等

- ・ 認証農場マーク、農畜産物使用マークの発行手数料については、マーク使用許諾日が 10月1日以降のものについて10%の税率を適用いたします。
- ・ 農畜産物使用マークの年間使用料については、更新日が 10 月 1 日以降のものについて 10%の税率を適用いたします。

● 研修機関承認、認証機関認定料

承認又は認定を行った日が10月1日以降のものについて10%の税率を適用いたします。

● 検査機関審査・登録料、システム開発協力基本料、同等性認証手続き申請料 登録、認証等を行った日が10月1日以降のものについて10%の税率を適用いたします。

(以上)